

## 結婚新生活支援事業

### 《対象者について》

- ①婚姻届を受理された日における夫婦の双方の年齢が45歳未満
- ②婚姻日が申請日の属する年度の前年度1月1日から当該申請年度の3月31日の間
- ③夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該申請費用の対象住宅になっている者
- ④丸森町内に3年以上定住する意思がある世帯  
(補助金を受領した日から、3年以内に転出した場合は、補助金返還となります)
- ⑤夫婦の双方が市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- ⑥夫婦の双方が、この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。
- ⑦丸森町暴力団排除条例(平成25年丸森町条例第10号)第2条第4号の暴力団員等、または暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑧町が実施するアンケートに回答すること。
- ⑨要綱第5条2(1)に定める、講座等のうち1つを受けること。

### ●住宅リフォーム費用

- 婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した経費のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等に要する経費

#### 対象外となる経費

- (i)婚姻を機に実施したリフォームであっても、婚姻日から1年以上前に実施したリフォームの経費
- (ii)倉庫及び車庫に係る工事費用
- (iii)門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用
- (iv)家電購入及び設置に係る経費
- (v)申請日において、他の公的制度による補助金の交付を受けた経費

### ●住宅賃借費用

- 家賃、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料が対象で、申請日が属する年度内に支払った経費

※住宅手当、それに相当する手当を控除した額を対象とし、他の公的制度による補助金の交付を受けた経費は対象としない。

●引越費用

□住居の移転に伴う引越費用で、引越業者又は運送業者へ支払う経費で、申請日が属する年度内に支払う経費

※他の公的制度による補助金の交付を受けた経費は対象としない。

●住宅取得費用

□住宅取得に要した経費(消費税及び地方消費税を除く。)とし、申請日が属する年度内支払った経費

対象外となる経費

( i ) 婚姻日から起算して前1年より前に取得に要した経費

( ii ) 土地取得に係る経費

( iii ) 住宅ローンを受けた場合の手数料及び利息

( iv ) 住宅ローンを受けて施工者又は売主に支払った経費

( v ) 申請日において、他の公的制度による補助金の交付を受けた経費

≪申請書類（申請者＝工事請負の契約者）≫

①申請書(様式第1号)

②アンケート

③添付書類

全事業共通

- ・戸籍謄本(夫婦の婚姻日の記載があるもの)又は婚姻届受理証明書
- ・夫婦の双方の住民票の写し
- ・夫婦の双方の所得証明書
- ・夫婦の双方の完納証明書若しくは納税証明書又は非課税証明書

夫婦の双方または一方が奨学金の貸与を受けている場合

- ・奨学金の年内返済額が確認できるもの

前年度に本補助金の計画承認を受けている場合

- ・丸森町結婚新生活支援事業補助金計画承認通知書

**リフォーム費用にかかる補助金を申請する方**

- リフォームに係る工事請負契約書又は請書(夫婦の双方又は一方の契約に限る。)
- 補助対象経費の領収書又はこれに準じる書類
- 補助対象経費の詳細が記載されている内訳書等の写し
- 施工箇所の写真
- 付近見取図
- リフォームの施工内容が分かる書類(平面図等)

**住宅賃借費用にかかる補助金を申請する方**

- 賃貸借契約書の写し
- 住宅手当又はこれに相当する手当の支給の有無及び支給額を証する書類
- 補助対象経費の領収書又はこれに準じる書類

**引越にかかる補助金を申請する方**

- 補助対象経費の領収書又はこれに準じる書類(引越に係る費用が確認できるものに限る。)

**住宅取得費用にかかる補助金を申請する方**

- 住宅取得に係る工事請負契約書又は売買契約書等の写し(夫婦の双方又は一方の契約に限る。)
- 補助対象経費の領収書またはこれに準じる書類
- 補助対象経費の内訳書等の写し
- 住宅の外観の写真
- 付近見取図
- 登記事項証明書